

議第10号議案

横浜市開港記念日条例の制定

横浜市開港記念日条例を次のように定める。

令和7年3月25日提出

市会運営委員会

委員長 高橋 のりみ

横浜市条例（番号）

横浜市開港記念日条例

（趣旨）

第1条 横浜が開港を契機に経済的及び文化的活動の拠点となる大都市へと発展した歴史についての理解を深め、将来にわたる横浜の発展を期する日として、開港記念日を設ける。

（開港記念日）

第2条 開港記念日は、6月2日とする。

（市の取組）

第3条 横浜市は、開港記念日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

横浜が開港を契機に経済的及び文化的活動の拠点となる大都市へと発展した歴史についての理解を深め、将来にわたる横浜の発展を期する日として、開港記念日を設けるため、横浜市開港記念日条例を制定したいので提案する。

**「議第10号議案 横浜市開港記念日条例の制定」の
取扱いに関する運営理事会協議結果**

項 目		協 議 結 果 (令和7年3月11日 運営理事会)
1	議 案 発 送	3月18日 (火)
2	上 程 日	3月25日 (火) の本会議
3	提案理由説明	簡潔に実施
4	質 疑	通告に応じ実施
5	通 告 期 間	3月19日 (水) 午前9時から21日 (金) 正午まで
6	委員会付託	横浜市会会議規則第36条第3項及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

参 考

●横浜市会会議規則 (抜粋)

第36条

3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項 (抜粋)

本 会 議

5 議員提出議案について

(1) 常任・運営委員会における発議 (請願・陳情に係るものを含む。)に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。